

本手引きの概要（記載内容の早見図）

本手引きの目的

本手引きは、景観法に基づき指定することが可能となった景観重要樹木について、地域の景観を保全する景観行政団体が積極的に指定し、的確な維持管理によって将来にわたって良好な樹木生育と景観を保全していくための技術資料として利用されることを目的としている。

同時に、景観重要樹木以外の樹木全般の保全に対する技術資料としての活用も目的としている。

本手引きの適用範囲

本手引きは、景観法に基づく景観重要樹木及び地域において保全すべき樹木全般に適用するものである。

本手引きの構成

第1章 景観重要樹木の基本的事項

景観重要樹木について、景観法における位置づけを示すとともに、具体的なイメージ像と指定事例について紹介した。さらに、景観重要樹木の指定にあたっての基準と方針について解説した。

第2章 景観重要樹木の保全の基本的事項

景観重要樹木の保全の必要性や保全目標について解説し、保全する際の望ましい体制や景観重要樹木の活用についても説明した。

第3章 景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編）

景観重要樹木の生育状況や景観についての調査・診断方法における着目点を示し、具体的な調査・診断の内容について説明した。

第4章 景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編）

景観重要樹木の保全計画について、保全目標の設定や保全作業の選定について解説するとともに、保全計画書等の作成方法を示した。

第5章 景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

景観重要樹木の保全のための施工・管理について、作業実施時に配慮すべき基本的な事項と保全のための各作業を実施する際の留意事項を解説するとともに、保全作業後の効果検証の必要性を示し、その方法について説明した。

資料編 1. 景観法及びその関連法令等

2. 書式の記入例

3. 参考文献と写真出典

※本手引きには、利用者の理解が得られやすいよう一部に商品名を記載していますが、国土技術政策総合研究所はこれらの商品を個別に推薦及び保証するものではありません。

第1章 景観重要樹木の基本的事項

景観重要樹木とは…p9



景観重要樹木とは、

景観法に基づき、景観計画区域内において特に良好な景観を形成している樹木を適正に保全していくために指定するものである。

景観重要樹木の指定の基準 (景観法施行規則第十一条)

- （景観法施行規則第11条）

 - 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
 - 二 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

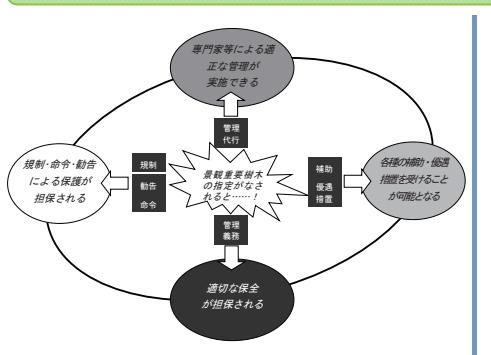
なお、細かな指定基準は各自治体の裁量にゆだねられている。

景観重要樹木の指定事例…p16



平成 22 年 1 月現在、景観重要樹木として指定されている樹木は全国で 9 樹種 217 本である。

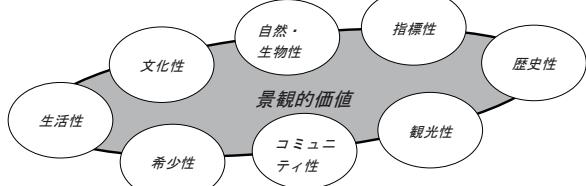
景観重要樹木の指定のメリット…p19



- (1) 規制、命令、勧告による保護
景観行政団体（行政）は、樹木の現状変更等に対して規制したり、原状回復を命じたりすることができる。
 - (2) 所有者の管理コストの軽減
樹木所有者（個人）は、景観行政団体等との管理協定を結ぶことで、管理を代行してもらうことが可能となる。
 - (3) 各種の補助、優遇措置（景観形成総合支援事業）
景観重要樹木の買取、枯損・倒伏防止措置等が支援される。
 - (4) 適切な保全
所有者・管理者に管理義務が生じ確實な施工が実施される。

景観重要樹木の指定基準と方針 … p31

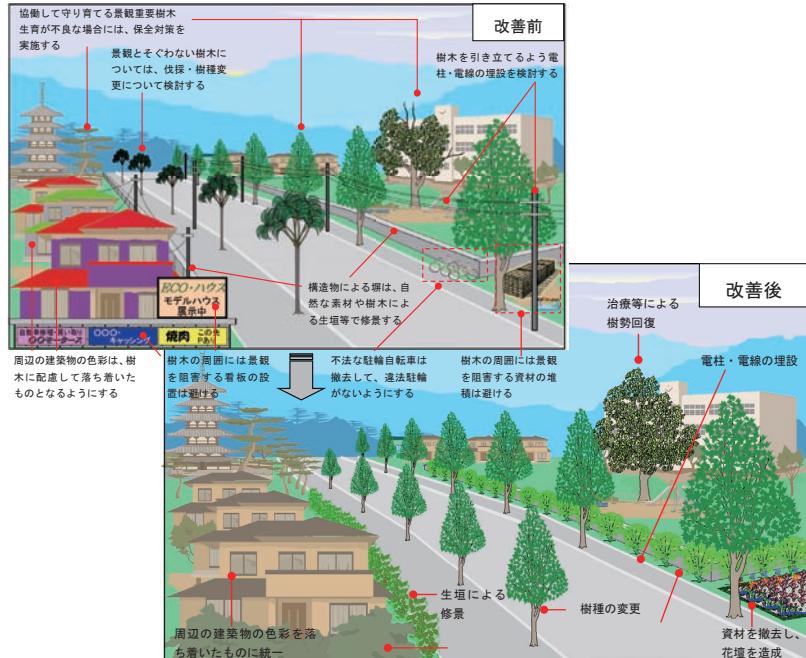
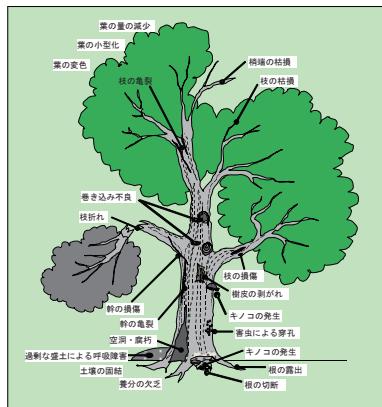
景観的価値	地方自治体の主な指定要件	イメージ写真
指標性	①樹高や樹形、大きさから地域のシンボル的なもの（「樹高5mを超える」、「幹周 1.2m以上」などと規定している景観行政団体もある）。 ②アイヌ・タブレ・ランドマークなど指標性を有するもの。 ③樹木を望見しやすく、視覚的な障害がないもの。	
コミュニケーション性	①地域の人々が長年慣れ親しんできたもの。 ②地域の歴史的な資産となるもの。 ③地域の暮らしに密着しているものの。 ④多くの人々の思い出を象徴するもの。 ⑤地域住民による保護・維持管理が取組まれているもの。	
文化性	①樹木が地域の伝承や風土・風習と結びついているもの。 ②芸術・文化などで取り上げられたもの。 ③著名人により植樹されたなど、謂れのあるもの。 ④愛称や由来、由緯を有するもの。	



景観行政団体は、「景観計画」の作成において、地域の特性を踏まえた上で、樹木の樹容や樹種、歴史・文化的な価値等についての具体的な考え方を整理し、「景観重要樹木の指定方針」を設定する。

第2章 景観重要樹木の保全の基本的事項

景観重要樹木の保全目標…p41

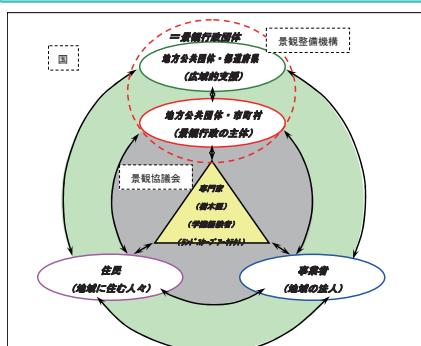


景観行政団体が定める「管理の方法の基準」においては、①良好な樹木生育の確保、②良好な景観の確保を主目標とする。

①清掃や除草、病虫害の防除、施肥や枝葉の剪定等を実施するが、幹の腐朽や空洞化、枝葉の減少や枯損、根の切断や腐朽等の問題を抱えたものが多いことが予想される巨樹や老樹においては、あらかじめ調査・診断を実施した上で、適切な保全計画を立て、樹勢の回復や衰退要因の除去等を行うことにより、良好な生育状態を維持することを目指とする。

②樹木自身の備え持つ樹姿の美しさや特徴を優先させ、それらの景観的な機能を維持・向上させることを目指とする。

景観重要樹木の保全体制・・・p53



景観重要樹木の保全においては、

- ①管理者（景観行政団体）、
- ②住民、
- ③事業者（企業・団体）

の 3 者により、それぞれが社会的責任を認識した上で、協働で実施していくことが望ましい。

実施していくことが望よい。

実施にあたっては、それぞれの立場で必要とされる分野の専門家等の参画を募って、意見を聞いたり、技術的な指導を受けてながら実施する必要がある。

景観重要樹木の活用と安全管理 … p65

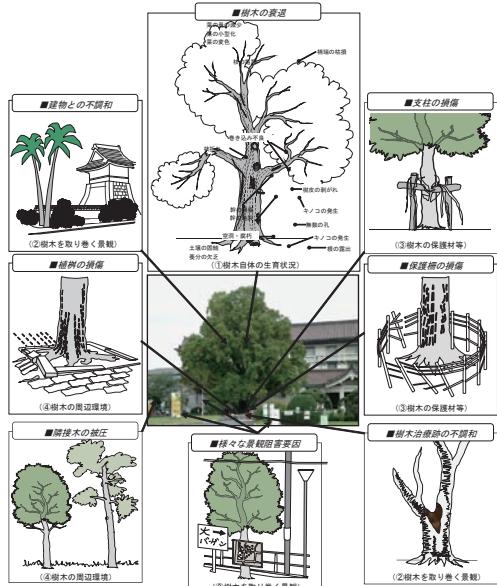


地域にある景観重要樹木を活用し、様々な取り組みやイベントを実施することで、住民が樹木や身近なみどりの大切さを理解し、保全活動への理解や興味を得る機会となる。

保全にあたっては、①樹木周辺の通行者や利用者、人工物等（建物、車、道路）への安全への配慮、②管理を実施する際の作業者の安全への配慮、③イベントを実施する際の参加者の安全への配慮の3つの安全対策が必要である。

第3章 景観重要樹木の保全の取り組み方（調査・診断編）

基礎調査…p82



樹木の基礎的な情報に加え、簡易な方法で樹木の生育状況と樹木の景観上の状況について調べ、それぞれの問題点の有無と内容を明らかにするために行うものであり、以下の3つの調査からなる。

①概況調査

「樹木に関する基本的な事項」、「樹木の地域性に関する事項」、「景観に関する基本的な事項」について把握する。

②生育調査

「樹木の生育状況」、「保護材等の状況」、「周辺環境」等について把握する。

③景観調査

「景観阻害要素の有無」、「周辺との調和性」、「樹木自体の見映え」、「保護材等の調和状況」、「治療痕等の調和状況」等について把握する。

外観診断…p96



生育調査結果において「外観調査が必要」と判定された場合に実施するものであり、以下の3つの調査からなる。

①生育環境調査

「樹木形状寸法」、「気象条件」、「立地環境」、「希少動植物」等を把握する。

②管理・治療履歴調査

「主な管理履歴」、「過去の処置・治療履歴」、「保護材等の設置状況」、「その他工作物の設置状況」を確認するとともに、管理作業等の効果を把握する。

③健全度調査

「活力度」、「樹皮枯死・欠損・腐朽部」、「開口空洞」、「キノコ」、「木槌打診（異常音）」、「分岐部・付根の異常」、「鋼棒貫入異常」、「不自然な樹形傾斜」、「樹体の搖らぎ」、「ガードリングルーツ」、「根の露出・腐朽」、「病虫害」、「植栽基盤の異常」、「樹木保護材等の異常」等について把握する。

詳細調査…p118



健全度診断結果において「詳細調査が必要」と判定された場合に実施するものであり、以下の3つの調査からなる。

①土壤調査

物理的な診断項目として「透水性」、「土壤硬度」、「保水性」、「土性」等を、化学的な診断項目として「有害物質」、「土壤酸度」、「土壤養分」等を把握する。

②根系調査

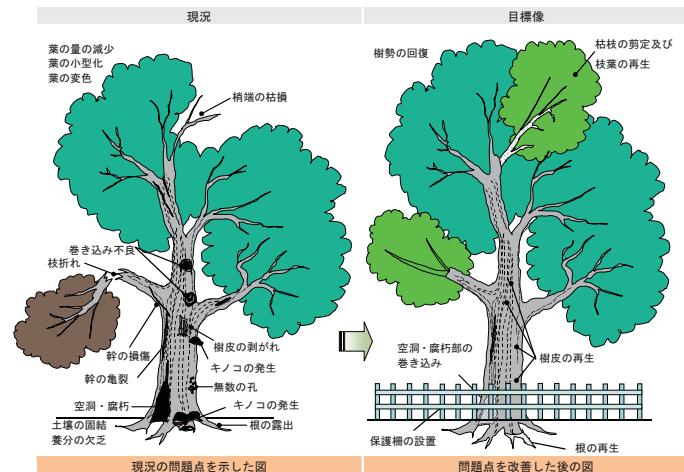
「樹木根系の生育（発根）状況や伸長状況」、「病害の有無」、「分布範囲（根域）」、「隣接木の根系の進入状況」等を把握する。

③腐朽診断

樹幹等に腐朽部の存在が間接的（キノコの発生等）に判断された場合に、腐朽や空洞の状況を専用の診断機器を用いて定量的に把握する。

第4章 景観重要樹木の保全の取り組み方（保全計画の立案編）

保全計画書の作成…p159



保全計画書は、保全にあたっての基本方針、目指すべき目標像と目標達成までの期間（短期・中期・長期）、目標を達成するための保全対策の作業項目及びその費用の概算を簡潔にとりまとめる。

施工計画書の作成…p192

施工体制表

作成日	年	月	日	作成者	被承認者
樹木伐					
刈除地					
除草地					
施肥地					
灌漑地					
耕作地					

実施 体制	<input type="checkbox"/> 景観行政団体	<input type="checkbox"/> 景観整備機関（団体）	<input type="checkbox"/> NPO法人	<input type="checkbox"/> 所有者	<input type="checkbox"/> 造園業者	<input type="checkbox"/> 専門家
補助	<input type="checkbox"/> 住民	<input type="checkbox"/> 事業者〔 実施者・参加者情報（主体）〕	〔 その他の〔 〕〕			

「保全計画書」の記載内容を補足する情報として、「保全対策の実施年度」、「実施時期」、「実施体制」、「作業費用」、「作業内容」、「作業手順」等について
箇擧にとりまとめる。

計画の実施にあたっての全体像を示すものとして、「保全計画書」及び「実施計画書」で整理した内容を見ながら、どの作業項目を、いつ、どこで、誰が、実施するのかについて、「施工体制表」と「作業工程表」にとりまとめる。

第5章 景観重要樹木の保全の取り組み方（施工・管理編）

田地管理...p212



生育・景観面において特に問題のない樹木に対して行うもので、清掃・除草や人力ができる簡単な土壤改良、定期的な樹木の観察等のような、比較的作業が簡易なものからなり、樹木の健全な状態を維持するために実施するものである。作業にあたっては、景観行政団体、住民、事業者等が積極的に実施することが望ましい。

生育・景観改善…p219



樹木の軽微な問題点を改善するために実施するもので、「灌水」、「整枝剪定」、「病虫害防除」、「部分的な植栽基盤整備」、「保護材等の整備」、「周辺環境の整備」等からなり、それぞれの専門家が実施することが望ましい。

治療・回復…p236



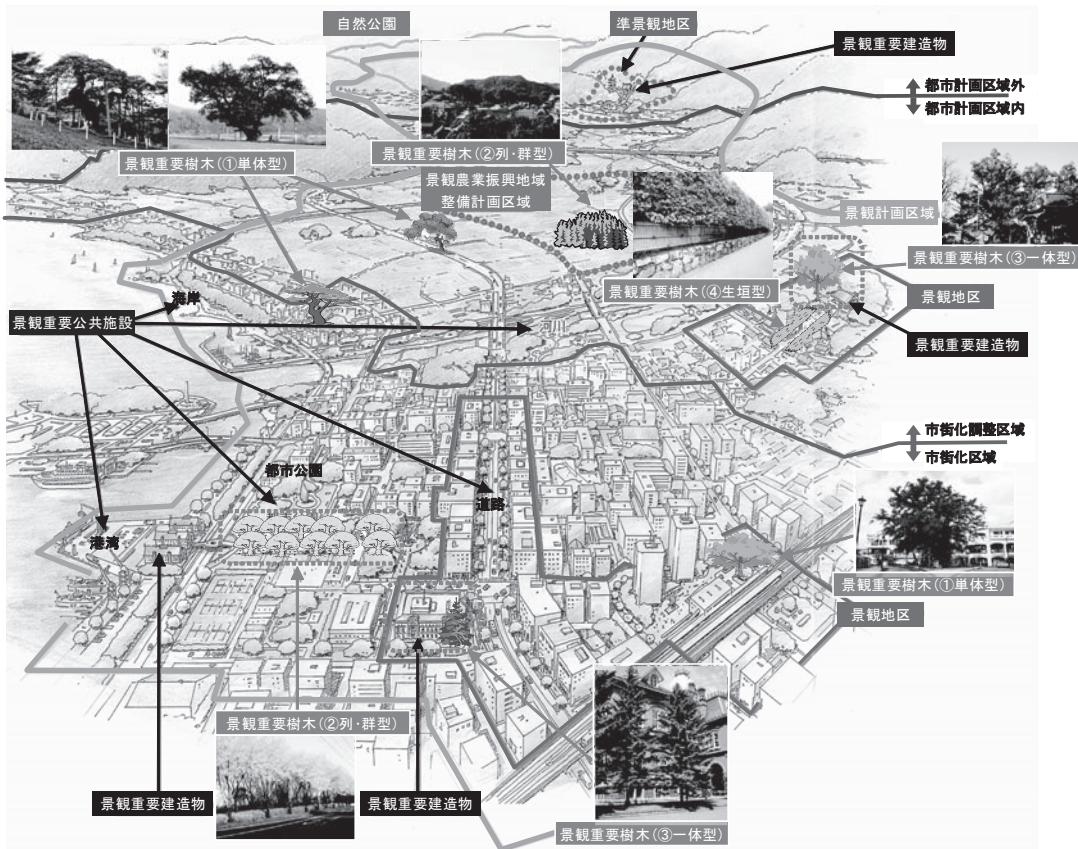
樹木の重大な問題を改善するために行うものであり、植栽基盤の土壤を全面的に大規模に改良したり、樹木の腐朽部に外科的な処置を施すなど、極めて専門的かつ特殊な技術を要する作業で構成され、作業にあたっては、それぞれの専門家が実施することが望ましい。

実施報告書、検証調査… p249

実施報告書			
件番号	年 月 日	実施場所	件名
実施地	実施地		
実施担当者	実施担当者		
実施担当者名			
検査結果	検査結果		
	検査結果		検査結果
検査結果	検査結果		
	検査結果		検査結果
検査結果	検査結果		
	検査結果		検査結果
検査結果	検査結果		
	検査結果		検査結果

「実施報告書」は、「生育・景観改善」及び「治療・回復」の実施内容を記録する。

「効果検証」は、「生育・景観改善」と「治療・回復」の効果を確認するものであり、両方とも樹木の生育状況等を把握することにより効果を検証するものである。



第1章

景觀重要樹木の基本的事項

1. 景觀重要樹木の概要	9
1-1. 景觀重要樹木とは	9
1-2. 景觀重要樹木の主な事例	16
2. 景觀重要樹木の指定	18
2-1. 景觀重要樹木の指定の考え方	18
2-2. 景觀重要樹木の指定のメリット	19
(1) 規制、命令、勧告による保護	20
(2) 所有者の管理コストの軽減	20
(3) 各種の補助、優遇措置	20
(4) 適切な保全	20
2-3. 「景觀形成総合支援事業の活用」について	23
2-4. 景觀重要樹木の指定の手順	25
(1) 景觀整備機構の組織（任意）	26
(2) 景觀協議会の設置（任意）	27
(3) 景觀計画の策定	27
(4) 景觀重要樹木となる資源の抽出	29
(5) 景觀重要樹木の指定の提案	30
(6) 所有者への意見徵収	30
2-5. 景觀重要樹木の指定基準と方針	31
(1) 景觀重要樹木の指定の基準	31
(2) 景觀重要樹木の指定方針	33
(3) 住民提案制度	35